

未届有料老人ホームに対する届出指導要領

1 趣旨

この要領は、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する施設であって、西宮市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）の対象となる有料老人ホームについて、現にこのような有料老人ホームを設置する者又は設置しようとする者に対する本市の届出指導について定めるものである。

2 定義

この要領において「未届有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、同項に規定する届出を行っていない施設のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅でない施設とする。

3 届出までの手順

- (1) 市長は、住民等から有料老人ホームと思われる施設の情報を入手した場合、別紙1「高齢者向け施設の運営に関する調査票」により当該施設が有料老人ホームに該当するか否かの調査を行う。
- (2) (1)の調査に加えて、有料老人ホームに該当する施設を適切に把握するため、必要に応じて実地調査又は施設設置者への聞き取り調査等を行う。
- (3) 施設が有料老人ホームに該当するか否かを判断する基準は、別紙2「有料老人ホーム該当施設判断基準」によることとする。
- (4) (1)の調査により有料老人ホームに該当すると認められた施設の設置者に対しては、老人福祉法第29条第1項の規定による届出を速やかに行うよう指導する。
- (5) 届出は届出指導を行ったときから、概ね3月以内に行うよう指導する。

4 未届有料老人ホームにおける指針の取扱い

- (1) 未届有料老人ホームのうち、指針の基準に適合しない施設（以下「基準適合外施設」）設置者に対しても、速やかに届出を行うよう指導を行う。

なお、届出の指導を行った時点で、指針の基準に適合していない部分を把握している場合は、届出時までには改善が可能な部分については、改善するよう指導を行う。
- (2) 届出を行った基準適合外施設に対しては、指針の基準に適合していない部分に応じて、次の措置を速やかにとるよう指導すること。その際、必要に応じて期限を定めて改善状況を報告させることができる。
 - (ア) 施設基準のうち居室面積が指針の基準を満たしていない場合においては、サービスの提供に際して、必要な面積を確保されていること。既に居室に入居者が存在する等の理由

により、指針に定める入居者一人当たりの面積を確保することが困難と認められる場合、入居者の退去が発生した場合等に居室定員を順次減少させ、指針に定める一人当たり面積を確保すること。

- (イ) 建築指導課及び管轄の消防署と避難設備、警報設備、消火設備等事故・災害に対応するための設備の設置について協議し入居者の安全を確保する対応を図ること。
- (ウ) 施設が提供するサービスの内容に応じた、必要な設備が設けられていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。
- (エ) 施設が提供するサービスの内容に応じた適切な数の職員が配置されていない場合は、サービスの委託等も含めてサービスの提供体制の見直しを検討すること。
- (オ) 指針に規定する施設の管理運営、サービスの内容、利用料の取扱い、契約内容及び書類整備については、速やかに指針の基準を満たすこと。
- (カ) 基準適合外施設の設置者に対しては、指針の基準に適合していない部分における改善計画を策定するとともに、是正可能な部分から是正を行うこと。
- (キ) 施設の建替え又は大規模改修の際は、指針の基準に適合できるよう、事前に市長と十分な協議を行うこと。

5 基準適合外施設の取扱い

- (1) 基準適合外施設に対しては、介護保険法による特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定は行わない。
- (2) 基準適合外施設のうち、指針に定める設備基準を満たしていない場合については、市民等に誤解が生ずることがないように指針の基準を満たす有料老人ホームと区別し、西宮市ホームページにて指針不適合である旨を公開する。
- (3) 基準適合外施設が入居者募集や契約を行う際には、入居希望者に対し、指針に適合していない事項について、重要事項説明書等に明記した上で十分に説明するよう指導を行う。

6 届出後の指導

届出を行った施設に対しては、定期的に実地の指導を行い、入居者の処遇の質の確保及び向上を図る。

7 その他

- (1) 未届有料老人ホームが届出指導にも関わらず届出を行わない場合は、継続的に届出指導を行い、これに従わない場合は、老人福祉法第 40 条第 1 号の罰則規定に基づく処理を行う。また、必要に応じ西宮市ホームページ上にて未届有料老人ホームであることを公表する。
- (2) 未届有料老人ホームに対しても、老人福祉法第 29 条第 13 項の立入検査、第 15 項の

改善命令及び第 16 項の業務停止命令を行うことができるため、劣悪な環境でのサービス提供や不適切な利用料徴収等が生じないように入居者の処遇の質を確保するための適切な指導を行う。

附 則

この要領は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。